

「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業 の見直し指針(案)」に対する御意見記入用紙



075-222-3472 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 行

本市には、都市計画公園・緑地や土地区画整理事業の予定地として都市計画に定めているにもかかわらず、長期にわたり事業に着手していないものが数多く存在します。これらの都市計画を見直すため、考え方や手順等を取りまとめた見直し指針(案)を作成しました。このたび、多くの皆様からの御意見をお聴きする市民意見募集(パブリック・コメント)を実施しますので、御協力をお願いします。

- ◆ 御意見記入欄(お寄せいただいた御意見につきましては個別に回答はいたしません、御意見別に要旨を取りまとめるうえ、個人情報を除き、後日ホームページで公表します。いただいた情報につきましては、この意見募集以外の目的に利用したり、第三者に提供することはありません。)

1 御意見の提出方法

郵送、FAX、持参、電子メール又は都市計画課ホームページ内入力フォームのいずれかの方法により、御意見をお寄せください。

(様式は自由です。本御意見記入用紙を御利用いただいても結構です。)

なお、電話での御意見は受け付けておりませんので、御了承ください。

＜御意見の提出先＞

郵 送 〒604-8571 (住所の記載は不要です。)

京都市都市計画局都市企画部都市計画課行

F A X 075-222-3472

持 参 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電子メール tokeika@city.kyoto.jp

ホームページhttp://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-3-0-0_4.html

2 募集期間

平成 24 年 9 月 27 日(木)～10 月 26 日(金) 郵送の場合、当日消印有効

御 協 力 あ り が と う ご ざ い ま し た

「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業 の見直し指針（案）」に関する Q&A

Q1. 都市計画公園・緑地又は土地区画整理事業が「廃止」になるとどうなりますか？

A1. これらの予定区域に、これまであった建築の規制がなくなり、許可を取得する必要がなくなります。

Q2. 建築の許可基準とはどのようなものですか？

A2. 以下の通りです。

- ・主構造が、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造等であること
- ・3階以下であること（一部2階以下）
- ・地階（地下）を有しないこと

※ただし、土地区画整理事業において、上記の建築規制はかけていません。

Q3. 土地区画整理事業を「廃止」した区域で、再度、土地区画整理事業を行うことは出来ますか？

A3. 現在の都市計画決定区域は「廃止」となりますが、新たに必要とする区域では、土地区画整理事業を行うことは可能です。

Q4. この先、どのような見直し手続を進めるのですか？

A4. 出来るだけ早期に、「見直し指針」に基づいた「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し評価（案）」を作成し、市民の皆様の御意見を伺う予定です。その後、「都市計画手続」を行う予定です。

Q5. 今回の見直しについて、質問したいのですがどこに聞けばいいですか？

A5. 事務局（都市計画課）にお問い合わせいただくよう、お願いいたします。（下記に都市計画課の連絡先を記載しています。）また、見直しの経過については、都市計画課のホームページを御覧ください。

お問合せ先

事務局：京都市都市計画局都市企画部都市計画課

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL：075-222-3505

FAX：075-222-3472